

中部山岳地域森林計画書（案） 公告・縦覧段階からの主な修正箇所一覧表

番号	項目		頁	意見の内容	公告・縦覧時点の記載	修正後の記載	
1	I 計画の大綱	第1 中部山岳森林計画区の概況	3 森林・林業の現状と課題 (9) 素材生産、製材品の出荷	5	県外への素材出荷の状況の記述及関連するグラフの見直しをされたい。	(県外の記述なし・グラフ数値に誤りあり。)	当該計画区の特徴として、素材の出荷先において県外出荷が1/3を占めている。 (グラフ内の県外出荷量を訂正。)
		3 森林・林業の現状と課題 (12) 特用林産物	7	地域の特徴的な特用林産物について記載されたい。	きのこやたけのこ、山菜を中心とした生産が行われている。	計画区内では特徴的な特用林産物として、小谷村のキハダの樹皮生産やイタヤカエデの樹液生産が行われている。	
		3 森林・林業の現状と課題 (13) 林業用苗木	7	記載内容と併せて苗木生産量の推移が分かるよう、グラフを付加してはどうか。	林業用苗木に関する記述のみ	苗木生産量の推移のグラフを加えました。	
		3 森林・林業の現状と課題 (14) 森林病虫害による被害	7	グラフの左記の記載内容が令和元年度の内容につき、グラフ表記も合わせてはどうか。	松くい虫被害の推移のグラフ (H30までのデータ)	グラフに元年データを加えました。	
		3 森林・林業の現状と課題 (15) 野生鳥獣による林業被害	7	ニホンザルによる被害も増えつつあり、日常生活にも影響が及んでいることから、ニホンザルを追記されたい。	主な加害獣は被害額の順にニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマとなっている。	主な加害獣は被害額の順にニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、 <u>ニホンザル</u> となっている。	
4	第2 前計画の実行結果の概要及びその評価	1 伐採立木材積 (2) 評価	8	間伐の実行結果を記載されたい。	主伐：木質バイオマス施設の原木需要でアカマツの伐採が増加する等により計画を上回った。 間伐：主伐への移行や条件不利地で実施できない箇所があることから計画を下回った。	主伐：木質バイオマス施設や合板工場の原木需要により計画を上回った。 間伐：主伐への移行や条件不利地の割合の増加等により計画を下回った。	
		2 造林面積 (2) 評価	8	12-13期にかけての主伐の増加と人工造林の減少に合わせた記載とされたい。 併せて、実行が低位である理由を記載されたい。	主伐の傾向に伴い、人工造林及び天然更新ともに横ばいの状況にある。	人工造林：再造林経費の確保が困難等の理由から計画を下回っている。 天然更新：広葉樹の伐採が少ないことから計画を下回っている。	
		3 林道等(林道、林業専用道)の開設及び拡張の数量 (2) 評価	9	拡張についても開設と同様に記載されたい。	地形急峻、地質脆弱な箇所の開設にコストがかかり、計画を下回った。	地形急峻、地質脆弱な箇所の開設及び拡張にコストがかかり、計画を下回った。	
7	第3 計画樹立に当たった基本的な考え方	1 みんなの暮らしを守る森林づくり (2)-ウ 森林の開発行為への対応	13	林地開発への対応について、法令遵守だけでなく、森林の持つ公益的機能や周辺の自然環境への配慮を記載してはどうか。	太陽光発電施設の設置等、森林の開発行為に関しては、伐採届出制度、林地開発許可制度等の法令が遵守されるよう指導を徹底する。	太陽光発電施設の設置等、森林の開発行為に関しては、 <u>森林の持つ公益的機能及び自然環境の保全に配慮し、最小限の土地の形質変更にとどめ、伐採届出制度、林地開発許可制度等の法令が遵守されるよう指導を徹底する。</u>	

中部山岳地域森林計画書（案） 公告・縦覧段階からの主な修正箇所一覧表

番号	項目	頁	意見の内容	公告・縦覧時点の記載	修正後の記載
8	II計画 事項 第3 森林の整備に 関する事項	26	2-(1) 人工造林に 関する指針 全国森林計画の造林に関する方針に即 して、花粉症対策に資する苗木の植栽、 針広混交林への誘導等を記載してはど うか。	人工造林については、植栽によらなければ 適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮 の必要性から植栽を行うことが適当である森 林のほか、木材等生産機能の発揮が期待さ れ、将来にわたり育成単層林として維持する 森林において行うこととします。	人工造林については、植栽によらなければ適確な更 新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽 を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能 の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維 持する森林において行うこととします。 <u>また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転 換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広 混交林への誘導等に努めることとします。</u>
9	第3 森林の整備に 関する事項	43	4-(2)-ア 区域の 設定の基準 【表3-20】公益的機能別施業森林の区 域の設定基準の記載に倣って、【表3- 23】木材等生産機能維持増進森林の設定 基準も、欄外に注意書きを記載してはど うか。	【表3-23】 木材等生産機能維持増進森林の設定基準 (欄外に記載なし)	【表3-23】 木材等生産機能維持増進森林の設定基準 (欄外に記載する) <u>なお、当該区域において(1)の区域と重複する場合 には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないよう、 区域を定めるものとします。</u>
10		44	4-(2)-イ 施業の 方法に関する指針 【表3-24】施業種 別の方法 (表中：伐採立木材 積の欄内)	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じ て得た値(カマルツキ式補正)に相当する材積に5 を乗じて得た材積以下とする。	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値 (カマルツキ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積 以下とする。 <u>※ 上記は、区域全体に係る指針として記載します。</u>
11	第3 森林の整備に 関する事項	48	6-(1) 森林の経営 の受委託等による 森林の経営の規模 の拡大及び森林施 業の共同化に関す る方針	(前略) その際、長期の施業等の委託が円滑に進む よう、市町村による林地台帳の整備・情報提 供や、森林組合等による施業内容や必要経費 を明示した提案型施業の普及促進を図ること とします。 (後略)	(前略) その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市 町村による林地台帳の整備・情報提供や、森林組合等 による施業内容や必要経費を明示した提案型施業の普 及促進を図ることとします。 <u>また、施業実施協定の締結等により、森林所有者等 の共同による施業を促進します。</u> (後略)
12		51	6-(5) 林産物の利 用の促進のための 施設の整備に関す る方針 【表3-26】調達価 格の区分(参考) (表中、対象の欄 中)	「国有林野施業実施計画森林」の記載 は、適当でないため、修正されたい。	間伐材のほか、森林経営計画対象森林や保安林、国 有林野施業実施計画森林等から、森林に関する法令に 基づき適切に設定された施業規範に従い伐採、生産 された木材。
13	第4 森林の保全に 関する事項	76	1-(3) 土地の形質 の変更にあたって 留意すべき事項 -ウ	ウ 県及び市町村は、森林の持つ公益的機能 に配慮し、最小限の土地の形質変更を努める よう、土地の形質を変更しようとする者を指 導します。	ウ <u>土地の形質変更をしようとする者は、地形や地質 等の自然条件、森林の現況等を勘察し実施地区の選定 を適切に行うこととします。また、災害の発生や、水 源及び環境への影響を防ぐため、法面の緑化、防災施 設の設置等の適切な措置を講ずるものとします。</u>

中部山岳地域森林計画書（案） 公告・縦覧段階からの主な修正箇所一覧表

番号	項目	頁	意見の内容	公告・縦覧時点の記載	修正後の記載
14	II 計画 事項 第5 保健機能森林 の区域の基準 その他保健機 能森林の整備 に関する事項	82	(2)-イ 保健機能森 林の区域内の森林 における森林保健 施設の整備に関す る指針	対象森林を構成する立木の期待平均樹 高について記載してはどうか。 施設の整備に当たっては、自然環境の保 全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつ つ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえた 多様な施設の整備を行うとともに、次の事項 について配慮することとします。	施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の 保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利 用者の意向等を踏まえた多様な施設の整備を行うとと もに、次の事項について配慮することとします。 また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（そ の立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高 （すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその 樹高））を定めます。

伊那谷地域森林計画書（案） 公告・縦覧段階からの修正箇所一覧表

番号	項目		頁	意見の内容	公告・縦覧時点の記載	修正後の記載	
1	Ⅱ計画 事項	第1 計画の対象と する森林の区 域	市町村別森林面積	21	飯田市、阿智村、小計の「面積」欄及び飯田市、阿智村、売木村、小計の「備考」欄について、最新のデータと整合をとり修正してはどうか。	飯田市、阿智村、小計の「面積」欄及び飯田市、阿智村、売木村、小計の「備考」欄の変更数値の記載漏れ及び記載ミス	最新のデータと整合をとり、飯田市、阿智村、小計の「面積」欄及び飯田市、阿智村、売木村、小計の「備考」欄の変更数値を修正した。